

## 利用同意書

児童クラブでは、ご利用に際して一定のお約束のもとで、お子様に活動の場を提供させていただいております。以下の内容についてご確認の上、ご署名をお願いいたします。

### (利用要件について)

●保護者の方または同居の祖父母（利用年の年度末時点で70歳以下の同居の祖父母）のお仕事がお休みなど、保育の必要がない日のご利用はできません。※「保育の必要がない日」は、就労証明書で確認しております。

### (入所の取消について)

●児童クラブを利用しない月が引き続いて2ヶ月を超えたとき、または利用日数が5日に満たない月が引き続いて3ヶ月を超えたときは、利用の承認を取り消す場合があります。

●保育園や児童クラブで定める保育料を滞納したときは、利用の承認を取り消す場合があります。（ごきょうだい分も含む。）

### (児童クラブでの生活について)

●宿題は、自主的な取り組みを基本としています。確認及び「宿題を済ませる」などのお約束は、家庭でお願いします。

●保育料は、毎月末日までに指定の納付書で金融機関にてお支払いください。教材費（おやつ代含）は、ご利用月の10日までに児童クラブに直接お支払いください。

●利用予定を変更する場合は、学校だけでなく、必ず児童クラブへも連絡してください。休む予定だったが利用する場合、または利用する予定だったが休む場合のいずれについてもご連絡をお願いします。

●通所方法は、保護者や祖父母の送迎を原則とします。都合により送迎を行わない場合は、保護者の責任のもとで学校で決められた時間内にお子様が安全に通所できるようご判断をお願いします。（送迎時に、お子様の様子等についても職員がお伝えをさせていただきますので、できる限りお迎えをお願いします。）

●個人が所有するゲーム機・カードゲーム等の持ち込みはできません。（学校で貸与されたタブレットは可）

### (情報の共有について)

●児童の生活状況等に関し、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を図ることがあります。

### (利用料等について)

●月の途中で退所した場合や、一定の期間ご利用がなかった場合も、**教材費（おやつ代）は原則、月額をお支払いいただきます。**

●入所申込後は、児童クラブを利用していなくても、辞退の届出をされるまでは保育料が発生します。退所を希望する場合は、退所を希望する日の**2週間前までに辞退届を提出してください。**

### (書類の提出について)

●住所・家族構成・勤務先等申請時と変更が生じた内容については、速やかに連絡をしてください。勤務時間の変更等により、児童クラブの延長や利用日時を変更される場合は、事前に就労証明書の再提出が必要となります。

上記内容に同意し、利用を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者（申請者）氏名 \_\_\_\_\_